

じんけん

ながさき

あ入権つたかい!

人権って、どんなもの?
 それは、私たちが人間として生きていく上で、
 誰にでも平等に与えられた「幸せに生きる権利」のこと。
 差別やいじめ、偏見から、すべての人を守り、支えていく。
 お互いを大切に思い、あう気持ちが、心温まる幸せな生活を育みます。



～同和問題をはじめ、あらゆる人権について考えてみましょう～

長崎県同和問題啓発強調月間

11月11日～12月10日

長崎県・長崎県教育委員会・長崎県人権尊重社会づくり運動推進協議会
お問合せ／長崎県人権・同和対策課 TEL095-826-2585じんけんは
21世紀の
キーワード

@長崎県

はじめに

県では、人権が尊重される社会の実現をめざして、家庭、学校、地域社会、企業などあらゆる場であらゆる機会をとらえて、人権について学習機会の提供に努めています。

平成22年には5年ぶりとなる「人権に関する県民意識調査」を実施しましたが、その結果では、「同和問題を知っている」と回答した割合は、78.4%と回を重ねるとともに徐々に高くなる一方、「被差別部落への差別意識」については、「まだある」、「どちらかといえばまだある」と回答した割合の合計は、70.2%と高く、これらの回答者のうち、「差別意識」は「近い将来なくすことができる」が、30.4%、「なくすことは難しい」が、47.2%と前回よりも高くなっています。

この「じんけんながさき 21」では、前号で同和問題についての講義録を掲載しましたが、今号では、「土農工商」についての小中学校の教科書の記述の変遷を示し、改めて同和問題について考えていただくための新しい資料をお届けすることといたしました。

また、「人権についての講演会や研修会などに」に、「参加したことがない」と回答者の割合も、73.6%と高く、県ではこれらの結果を重く受け止め、引き続き、人権についての学習機会の拡大に向け、国や市町、NPOなどと連携しながら取り組むとともに、同和問題をはじめとした様々な人権課題について考えていただくためのプログラムや教材、指導者の紹介など積極的に進めています。

県内各地の公民館や学校などで、関係の方々、県民のみなさまに広くご利用いただければ幸いです。

平成24年3月

長崎県県民生活部人権・同和対策課長

目 次

CONTENTS

はじめに



1. 教科書から「土農工商」が消えた? 1

部落問題歴史記述の変遷 告発から克服へ 第2弾
長崎県人権教育啓発センター 阿南重幸

2. 体験的参加型学習による人権学習プログラム

プログラム 1 「同和問題 うそ・ほんと?！」 21

プログラム 2 「気になる会話」 25

プログラム 3 「差別を取り巻く七つの立場」 29

資料編

1. 新規購入ビデオ情報 31

2. 県内の人権・同和教育指導者の皆さん 33

告発から克服へ 第2弾

教科書から「土農工商」が消えた？

部落問題歴史記述の変遷

長崎県人権教育啓発センター
阿南 重幸

プロローグ

2012年1月14日・15日行われた大学入試センターの試験問題です。

解いてみてください。

問1 江戸時代における身分と村社会について述べた文として正しいものを、次の①～④のうちから一つ選べ。

- ①入会地や用水の管理など村の運営は、城下町に常駐した武士によって行われた。
- ②村役人には、苗字・帯刀を許された者でなければ就任できなかった。
- ③牛馬の死体処理や皮革業に携わる者が、農業にかかわることはなかった。
- ④百姓身分のなかには、農業のほか、林業・漁業に従事する者もいた。

問2 マイノリティの人が受けとることのある差別や不利益を解消するための法律・条約に関する記述として誤っているものを、次の①～④のうちから一つ選べ。

- ①アイヌ民族を差別的に取り扱ってきた法律を廃止してアイヌ文化振興法が制定されたが、アイヌ民族の先住民族としての権利は明記されなかった。
- ②障害者雇用促進法は国・地方公共団体が障害者を雇用する義務を定めているが、企業の雇用義務については明記されなかった。
- ③部落差別問題に関して、同和地区住民への市民的権利と自由の完全な保障を求めた審議会答申に基づき、同和対策事業特別措置法が制定された。
- ④人種差別問題に関して、国際的な人権保障の一環として、国際連合で人種差別撤廃条約が採択された。

(解答は、次頁にあります)



今回閲覧した教科書の一部（小・中学校）

目 次

プロローグ

1. はじめに

2. どうして教科書に記述されたか？

3. 教科書記述の変遷をたどる

江戸時代の「身分制度」はいかに表現されたか？

①「士農工商」が消えた？

②「低い」から「別に」（存在形態）の変化

③「おかれた」から「いました」へ

④被差別民である「えた」身分や「ひにん」身分の人びとについての記述

室町文化に河原者が登場

蘭学と渋染一揆

①腑分けのこと

②渋染一揆

4. おわりに

エピローグ

問1 - ④

問2 - ②

1. はじめに

教科書に部落問題（史）が記述されるようになって、すでに40年が過ぎる。中学校で1973年度、高校で1974年度、小学校で1975年度から使用された教科書には、江戸時代（身分制）、明治維新（解放令）、大正時代（水平社）に順次記述されるようになり、中学校では80年代初めに室町文化を取り上げる教科書もあった。以降今日に至るまで、質、量ともに充実していきつつも、その内容は教科書の改訂にともない、記述にかなりの変化が見られた。2012年度（平成24年度）使用の中学校教科書からは、「土農工商」という従来身分制を表すことばとして「誰も」が知っている言葉が完全に教科書から消えた。実は、部落史記述の変化はこれに象徴されるように、「学び直し」の時期を迎えているのである。小論では、前近代の教科書記述について、その変遷がなぜ、どのように行われたのかを記録しようとするものである。もちろんこの変化は、今日の近世史研究に裏打ちされたものであり、身分制の捉えかたや百姓や町人に関する記述も、この数十年でかなり異なった描かれ方がされているように思われる。

さて、「人権に関する県民意識調査」（長崎県）によると、部落問題の「認知の方法」で「学校の授業」を選択した人は、18.1%（平成5年）、20.3%（平成13年）、16.5%（平成17年）、22.5%（平成22年）と推移しており、17年を除くと若干ではあるが、増加しつつある。また、「家族」を選択した人の割合は、20.6%、16.3%、12.8%、11.8%と減少しており、両者に相関性が見られる。この傾向は今後顕著になっていくと思われ、22年調査によれば、「認知の方法」で「学校の授業で教わった」が男性で20歳台（45.3%）・30歳台（51.1%）であり、女性も20歳台（50.0%）・30歳台（56.9%）とほぼ半数を占めており、「学校の授業」が果たす重要性はますます高まっているといえよう。

2. どうして教科書に記述されたか？

ではそもそも、部落問題はどうして教科書に記述されるようになったのであろうか。1970年代の初めといえば、1969年（昭和44）に制定された同和対策事業特別措置法に基づく被差別部落の環境改善のための事業や、社会一般にあった部落に対する差別意識の解消のためのさまざまな施策が展開され始めた時期である。1965年、同和対策審議会は「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」について答申した。いわゆる「同対審答申」である。「同和問題の本質」の項には、注目すべき文章を見つけることができる。「この『未解放部落』または『同和関係地区』（以下単に『同和地区』という。）の起源や沿革については、人種的起源説、宗教的起源説、職業的起源説、政治的起源説などの諸説がある。」としたうえで、「ただ、世人の偏見を打破するためにはつきり断言しておかなければならぬのは同和地区の住民は異人種でも異民族でもなく、疑いもなく日本民族、日本国民である、

ということである」と記載されていることである(1)。ことさら日本民族である、日本国民である、ことが強調され、「だから差別することはおかしい」と言っているように感じてしまい、これでは、異民族差別を是認しているようにも思うほどである。すなわち当時は、それほど、異民族起源といいういわゆる俗説が社会に流布していたのであろう。ちなみに、長崎県が1993年(平成5)に行った県民意識調査では、「同和地区の起源」が問われ、人種(民族)(11.0%)・宗教(3.1%)・職業(11.0%)・貧困(14.2%)・政治(49.5%)という結果を得ている。政治起源が半数を占めていることは、当時の教科書記述や、啓発誌に「近世政治起源説」が謳われており、その効果が大きかったことが示されている。

当時は、被差別部落の人びとにかかわらず、国民全体が「どうして差別があるのか」がわからず、いわゆる俗説を根拠に差別を合理化(理由付け)していたのではないだろうか。これでは、差別はなくならない。すなわち、部落問題の教科書への記述は、こうした「差別を理由付けする」俗説を否定すること、つまり差別の根拠とされた諸説を断ち切ろうとしたのである。同対審に言う同和問題の解決は「国の責務であり、同時に国民的課題である」ことを果たすための、具体的取り組みの一つが教科書記述なのである。

ここでは、いわゆる被差別部落は、「農民や町人に自分たちより下の身分がいることで、武士の支配に対する不満をそらすために、江戸時代につくられた」とする近世政治起源説が正しいとされ、学校教育や社会教育の場でこの考え方が広まっていくのである。そして、教科書に記述されたことは、もっとも効果的であった。なぜなら、義務教育ではすべての子どもたちがこの問題を学習することになり、教える教師も学習せざるを得ないからである。

しかし、この近世政治起源を基調とする記述は、同和教育や部落史研究の推移と平行して、次第に内容の変更を余儀なくされていく。また、差別や貧困が強調されればされるほど、部落に対する「差別」が上塗りされることがあり、効果的な教育とはならなかったことも原因であろう(2)。以下、小学校と中学校の教科書をもとに、本稿では江戸時代の身分制に関する記述を中心に、室町文化、蘭学、渋染一揆等に関する記述の変遷をたどり、その意味について検討していく。

3. 教科書記述の変遷をたどる

江戸時代の「身分制度」はいかに表現されたか?

① 「士農工商」が消えた?

1603年長崎でイエズス会が発行した『日葡辞書』には、四民(Ximin)を四つの民(Yotcuno tami)すなわち士、農、工、商(Saburai, nonin, tacumi, aqiendo)身分のある武士と兵士、農民、職人、商人と訳している(3)。このことは、士農工商という言葉が江戸時代以前から存在していたことを示しているが、それは四つの民(四民)を表すことばであったことが知

1. 教科書から「士農工商」が消えた？

れる。しかし「士農工商」は長い間、江戸時代の身分制度の仕組みを表すことばとして理解されてきた。そして「士農工商えたひにん」とは、江戸時代の身分制を表す象徴的なことばとして語られてきた。つまり、武士を頂点にその下に大多数の農民があり、さらに工（職人）そして商人があり、最底辺に「えた・ひにん」がいたとされたのである。しかも、この身分制度はわかりやすくピラミット型で図示されたといわれ、筆者もなんとなくそんな図を見たような気がする。しかし今回、数社の教科書を見たが、少なくとも、1970年代以降の教科書には、そのようなピラミットは教科書の中からは見出すことができなかった（4）。

小学校で「士農工商」という言葉に、変化が表れるのは1980年代後半で、いずれも「士と農工商」となる。さらに教科書会社によって時期に若干の違いはあるが、1990年代の中ごろから「武士と農民・町人」となり、現在は「武士と百姓と町人」である。中学校は、A社で1975年度以降、「士農工商」という表現ではなく、「武士（士）と百姓（農）と町人（工・商）と分けられ」とあり、1996年度の教科書には、「武士と百姓と町人に分けられ」と変わり、2012年度も同じ表現が使われている。B社は1974年度以降「士農工商」の身分制度と表現され、1992年度には「士と農工商」、2005年度には「武士と農民・町人」と変わり、2012年度には「武士と百姓・町人」とされた（5）。

このように現行使用されている教科書では、身分制度の説明として「士農工商」という表現はまったく使われていないのである。では、なぜ使われないようになったのだろうか。変更のポイントは次の三段階である。

- a. 士農工商
- b. 士と農工商
- c. 武士と百姓・町人

aからbへの変更は、士農工商という縦系列の身分制から、支配身分である「士」と被支配身分である「農工商」に分けたと説明できる。ここでは「農工商」の身分序列は問題にされていない。さらにcへの移行は、被支配身分である「農工商」を「百姓・町人」にしている。ここでは「農」との表現が、江戸時代の実情とはちがっており、村に住む農民や職人（大工・鍛冶屋等）、浦人と呼ばれた漁民、山で林業を営む人びとなどは、すべて百姓であるとの認識である。また、「工商」とは、町に住む町人であり、両者に身分上の上下関係があったわけではないことを示している。それは、百姓・町人身分にも当てはまり、上下は見られないとしたのである。この士農工商という表現がなくなったことは、被差別民の身分上の性格及びその存在の理解をさまざまに変えていった。

② 「低い」から「別に」（存在形態）の変化

小学校教科書の記述の変遷を見ると、A社は「さらに（もっとも）低い身分」（1977年度）→「別にきびしく差別された人々」（1999年度）と変わり現在に至っている。B社は「さら

に低い身分」(1974年度) → 「別の身分」(1999年度) → 「区別され差別された人々」(2004年度)、C社は「さらに低い身分」(1995年度) → 「ことなる身分とされた人々」(2001年度)とそれぞれ表現が変わっている。D社は「百姓や町人からもきびしく差別された身分の人々」(2011年度)である。

中学校を見ると、A社は、「えたやひにんとよばれる低い身分」(1975年度) → 「百姓、町人とは別に、えた、ひにんなどのきびしく差別されてきた身分」(2001年度)となり、B社は「いちだんと低いえた・ひにんの身分」(1974年度) → 「農工商とは別に」(1992年度) → 「百姓とは別に」(2012年度)と変わっている。

また、C社は「百姓・町人のほかに」(2012年度)となっている。いずれも、「低い」という表現が避けられ、「別に」「区別され」「きびしく差別」「ことなる」「ほかに」という表現に変わっている。

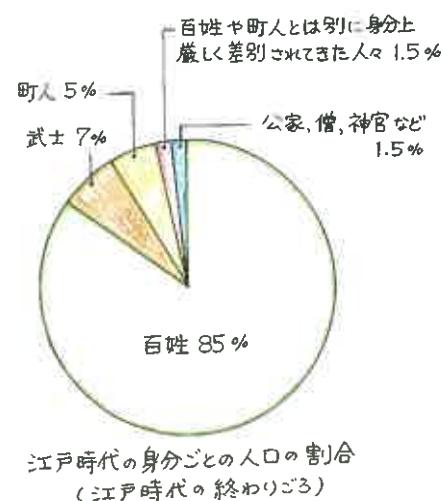
これは、「低い」 = 低位性 = マイナスイメージの払拭という意味を持つのであろうか。いわゆる近世政治起源説においては、「農民や町人に自分たちより下の身分がいることで、武士の支配に対する不満をそらすために、江戸時代につくられた」とするわけであるから、被差別身分の人々は、百姓や町人が「自分たちよりももっとみじめな人々がいるからがまんしよう。」(A社・中学校)とあきらめさせるような存在でなければならなかったのである。したがって、「低い(下の)」と表現されその生活はきわめて貧しく、悲惨な状態として性格づけられたのである。ということは、江戸時代「えた」とされてきた人は百姓や町人の生活より「下」という実体はなかったことに起因している(次節④参照)。

またA社は「別に」と変わった小学校教科書(1999年度)から人口構成を表す円グラフで、百姓(約85%)、武士(約7%)、町人(約5%)、村人や町人とは別に身分上きびしく差別されてきた人々(約1.5%)、僧・神官など(約1.5%)と、従来は3%でくくられていた人々を分けている。同社中学校も同様である。

③「おかれた」から「いました」へ

「被差別民(えた身分・ひにん身分)は、江戸時代支配者の手によって民衆を支配するためにつくられた」という論理が退けられたことは、身分が「置かれた」から「いました」という記述に変わったことからも知ることができる。

小学校でA社は、「農民や町人よりも低い身分を置き」だったものが、2001年度から「村



A社の円グラフを模写したもの(小学校)
B社 C社は、「公家・僧・神官・百姓や町人とは別の(異なる)身分とされた人々」(3%)としている。

1. 教科書から「土農工商」が消えた？

人や町人とは別にきびしく差別された身分の人々」となり、B社は「幕府や大名が、農工商の下にさらに低い身分をつくった」から2004年度では「差別された人々もいました」と変えられた。C社は、「幕府や大名は、農民や町人の下にさらに低い身分をおきました」から、1999年度で「農民や町人よりも低い身分とされた人々がいました」とされた。中学校も同時期に記述が変えられている。A社では「えたやひにんとよばれる低い身分も置かれた」から、2001年度では「えた、ひにんなどのきびしく差別されてきた身分の人々もいました」となり、B社でも「身分が置かれた」から2005年度で「身分があった」となる。

今日では小中学校のほとんどの教科書で、同様の記述に変わっているがこのことは何を示しているのであろうか。文字通りに解釈すれば、従来は「置かれた」であるから、幕府や藩が「えた身分・ひにん身分」を「おいた」わけだが、「いた」であるならば、特に幕府や藩は身分の形成に関わっていないことになる。つまり、ここでもいわゆる「近世政治起源説」が否定されることになる（6）。したがって、被差別民に関する記述が江戸時代以前にさかのぼることになる。これは次節の「室町文化」で扱うことになる（7）。

④被差別民である「えた」身分や「ひにん」身分の人びとについての記述

さて、それでは江戸時代被差別民とされた人々はどのように記述されてきたのであろうか。小学校からみていこう。A社は1977年度で「住む場所も条件の悪いところに制限され、また、限られた職業にしかつけませんでした。そして、ほかの身分の人々とは、対等につきあうことを許されませんでした。」とあり、同年B社は「河原や谷間など条件の悪い土地に住まわせ、仕事にも制限を加えました。そして、同じ人間でありながら、武士や農民・町人との交際を禁じ、また、服装によって、その身分がわかるようにしたところもありました。」と記述されている。一見してきびしい身分差別の下に置かれた状況がわかる内容である。しかし、88年度のA社は、「これらの人々は、農業だけでなく、さまざまな仕事についたり、町や農村の人々が使う用具を作ったりして、生活を支えました。」という表現が加えられる。B社は1991年度で「農業をいとなむ人たちもいました」が加えられ、95年度では「農業を営んで年貢をおさめたり、皮革の加工やさまざまな細工の仕事を行ったりしながら、人々のくらしに役立つ用具を作るなどして社会を支えていきました。」と、さらに日常の具体的な生活様式が描かれている。これは、他社も同様で、A社は99年度で「人口があまり増えなかつた江戸時代に、この人々の住む村々の人口は増えていったのです。」と人口増加を示すグラフを掲載している。また、2000年度を前後して、A・B・C社とも芸能や文化への貢献が言及されることになる。2011年度使用の教科書記述を資料として掲載するが、A社はここで、「百姓」「身分」に、B社は「百姓」にそれぞれ説明を加えている。

2011年度使用の教科書（小学校）

A社	B社	C社
<p>百姓や町人とは別に厳しく差別されてきた身分の人々は、仕事や住む場所、身なりを百姓や町人とは区別され、村や町の祭りへの参加をこばまれるなど、厳しい差別のもとにおかれ、幕府や藩も差別を強めました。これらの人々は、こうした差別のなかでも、農業や手工業を営み、芸能で人々を楽しませ、また治安などをになって、社会を支えました。</p> <p>○百姓 もともとは、貴族以外の一般の人々という意味でした。武士が登場すると、しだいに農業や漁業などを営み、年貢（税）などを納める人々を指すようになりました。そして秀吉の時代に、村に住み、農業、林業や漁業に従事する人々の身分をさす言葉になりました。</p> <p>○身分 江戸時代には、身分によって、職業や住む場所のほか、税などの負担が決められていきました。それらは親から子へと代々引きつがれていきました。</p>	<p>さらに、百姓や町人とは区別され、差別された人々もいました。これらの人々は、幕府によって、住む場所や服装、ほかの身分の人々との交際などを制限されました。しかし、厳しい差別を受けながらも、荒れ地を耕して年貢を納めたり、すぐれた技術を使って、人々の生活に必要な用具をつくったりして、社会を支えました。また、古くから伝わる芸能をさかんにし、のちの文化にも大きなえいきょうをあたえました。</p> <p>○百姓 百姓身分とされた人々は、年貢を納める義務を負いました。農業にたずさわる農民がほとんどでしたが、漁業や林業を営む人々もいました。</p>	<p>農民や町人とはことなる身分とされた人々もいました。条件の悪い土地に住まわされたり、祭りへの参加を禁じられたりするなど、農民や町人との付き合いも制限されていきました。こうした差別を受けながらも、農業を営んで年貢を納めたり、くらしにかかせない道具をつくったり、伝統的な芸能を伝えたりする人たちもいて、助け合いながら、社会や文化を支えました。このような身分による差別は、武士にとって都合のよいものでした。身分は自由に変えることはできず、それぞれの中も、上下の関係がさらに細かく分けられていました。</p>

では、中学校はどうであろうか。当初の記述は「幕府や藩は、とくに居住の地域や職業などを制限して、百姓や町人から差別し、さまざまの束縛を加えた。」（A社 1978年度）とあり、それは「じぶんより下層の者がいると考えさせ、その不満をそらす」ためであった。ところが89年度では、「えたの身分のものは、おもに細工仕事や農業で生計を立てていた」とされ、さらに96年度では「少ない土地の耕作や日用品の加工で生計を立てており、死んだ牛馬の処理や皮革製品への加工などの仕事も行った。」と、いわゆる生業に関する記述が増している。2001年度からは、「雪駄づくり」の写真が掲載され、人気のあるはき物で差別された人々が作った、との説明が付された。これらは「厳しい身分による差別」の説明と平行して行われているが、従来の一面的な差別・貧困史観とは距離がおかれていていることがわかる。

B社（75年度）も同様で、当初は「住むところも職業も制限され、一般の人々との交際・結婚なども禁止されていた。」であり、目的を「不満をそらすようしむけるためであったとみられている」としている。さらに、「河原や低湿地、町はずれなどの条件の悪い土地に住まわせられ、職業も、死んだ牛馬の処理や皮革加工など一定のものに制限されていた。」（B社 80年度）との記述が現れる。また87年度では、「いちだんと低い身分で交際・職業等で制限された」に続いて「えたは、少しの土地を耕し、農民のように年貢を納めるものや小作料を支払う者もいたが、おもに、死んだ牛馬の処理、皮革の加工やいろいろな細工仕事を

1. 教科書から「土農工商」が消えた？

行い」と農業従事にふれられるが、同社92年度では幾分雰囲気が変わっている。「えたの身分の人々のなかには、土地を耕作し、本百姓のように年貢を納める人や、耕地を借りて小作料を支払う人もいたが、多くの人は、いろいろな細工仕事などを行い、くらしを立てていた。」また「村々で死んだ牛馬の処理を受け持ち、そこで得られた皮革を加工し、販売する人もいた。」と、生業に焦点を当て、否定的な表現から、積極的な位置づけに換わっていくことがわかる。さらに、96年度では「履物づくり」が加わり、2005年度には「はきものづくりなどの暮らしに欠かせない細工仕事や芸能に従事して、社会や文化を支えた。」となる⁽⁸⁾。

このように、小学校・中学校の教科書では、江戸時代の身分制についてこの40年の間に大きな変化があることがわかる。ここではっきりしたいことは、同じ職業であっても「役目」と「生業」は区別されなければならないということである。つまり「犯罪者のとりしまり」や「死牛馬の処理」は藩から与えられた「役目」であり、農業やはき物生産は生活するための「生業」(いきるなりわい)である。多くの場合、江戸時代の被差別部落はこの両側面を持っているのである。

冒頭で記したように本年度(H23年度)のセンター試験では、身分制に関わる問題が出された。以前の理解では、到底解答はおぼつかないことがわかる。



雪駄づくり（模写） A・B・C社いずれも中学校で、大阪人権博物館所蔵の「雪駄づくり」を掲載している。

2012年度使用の教科書（中学校）

A社	B社	C社
<p>厳しい身分による差別</p> <p>百姓・町人とは別に、えた身分、ひにん身分などの人々がいました。えた身分は、農業に従事して年貢をおさめたほか、死んだ牛馬の解体や皮革業、雪駄生産、雑業などをして生活しました。また犯罪者をとらえることや牢番など役人の下働きも、役目として務めました。ひにん身分も、役人の下働きや芸能、雑業などで生活しました。これらの身分の人々は、ほかの身分の人々から厳しく差別され、村の運営や祭礼にも参加できませんでした。また幕府や藩により住む場所や職業を制限され、服装をはじめさまざまな規制を受けました。これは、これらの人々に対する差別意識を強める働きをしました。（雪駄づくり）（写）</p>	<p>身分による差別</p> <p>民衆の中には、百姓・町人とは別に、えた・ひにんなどの身分とされた人々がいました。これらの人々は、幕府や藩の役人のもとで、犯罪者の取り締まりや処刑などの役目を担ったり、芸能にたずさわったりしました。えたの身分のなかには、農業を営んで年貢を納める者も多く、死んだ牛馬を処理する権利をもち、その皮革を加工する仕事や、履物づくりなどの仕事に従事する者もいました。これらの人々は、社会や文化を支える役割を果たしていましたが、暮らしのうえでさまざまな差別を受けました。住む場所や服装、ほかの身分の人々との交際などを制限され、こうした差別は、幕府や藩の支配に都合よく利用されました。</p>	<p>江戸時代の身分制</p> <p>さらに百姓・町人のほかに「えた」や「ひにん」などとよばれる身分がありました。「えた」身分の多くは、農業を営んで年貢を納めたり、死んだ牛馬の処理を担い、皮革業、細工業などの仕事に従事したりしました。また、これらの身分のなかには、役人のもとで、犯罪人の逮捕や処刑などの役を果たす者、芸能に従事して活躍する者もいました。このように社会や文化を支えながらも、これらの人々は百姓・町人からも疎外され、住む場所や、服装・交際などできびしい制限を受けました。こうした身分制は、武士の支配に都合よく利用され、その身分は親子代々受けつがされました。</p>

A社	B社	C社
<p>近世史プラスa 豊かになる人々と身分制の引き締め 「えた」身分の人々の中にも、広い田畠を経営する者や、雪駄づくりの仕事を行って豊かになる者も出てきました。村の人口も増え、他地域との交易も広まりました。これに対して幕府や藩は、身分制のひきしめを強め、特に「えた」や「ひにん」などの身分の人々に対しては、人づきあいや髪型・服装について、さらに統制をきびしくしました。その結果、人々のあいだに差別意識がいっそう浸透していきましたが、こうしたなかでも、これらの身分の人々は相互に助け合い、結束して生活を向上させていきました。</p>	<p>差別された人々：近世の社会にも、中世と同じように、天変地異・死・犯罪など人がはかりしれないことをけがれとしておそれる傾向があり、それにかかわった人々が差別されることがありました。もっとも死にかかわっても、医師・僧侶・処刑役に従事した武士などは差別されなかったので、差別は非合理的で支配者につごうよく利用されたものであるといえます。差別された人々は、地域によってさまざまな呼び名や役割で存在していました。えたとよばれた人々は、農林漁業を営みながら、死牛馬からの皮革の製造、町や村の警備、草履や雪駄づくり、竹細工、医薬業、城や寺社の清掃のほか、犯罪者の捕縛や行刑役などに従事しました。ひにんとよばれた人々は、町や村の警備・芸能などに従事しました。これらの人々は、社会的に必要とされる仕事や役割・文化を担っていたのです。こうしたなかで、経済的に豊かになる人も現れましたが、江戸時代中期から幕府や藩が出す触れなどにより、百姓や町人とは別の身分として位置づけられました。これにより、差別はさらに強化されました。</p> <p>雪駄づくり：人々の生活に欠かせない雪駄も差別された人々によってつくられました。（写真）</p>	<p>差別された人々：近世の社会にも、中世と同じように、天変地異・死・犯罪など人がはかりしれないことをけがれとしておそれる傾向があり、それにかかわった人々が差別されることがありました。もっとも死にかかわっても、医師・僧侶・処刑役に従事した武士などは差別されなかったので、差別は非合理的で支配者につごうよく利用されたものであるといえます。差別された人々は、地域によってさまざまな呼び名や役割で存在していました。えたとよばれた人々は、農林漁業を営みながら、死牛馬からの皮革の製造、町や村の警備、草履や雪駄づくり、竹細工、医薬業、城や寺社の清掃のほか、犯罪者の捕縛や行刑役などに従事しました。ひにんとよばれた人々は、町や村の警備・芸能などに従事しました。これらの人々は、社会的に必要とされる仕事や役割・文化を担っていたのです。こうしたなかで、経済的に豊かになる人も現れましたが、江戸時代中期から幕府や藩が出す触れなどにより、百姓や町人とは別の身分として位置づけられました。これにより、差別はさらに強化されました。</p> <p>雪駄づくり：人々の生活に欠かせない雪駄も差別された人々によってつくられました。（写真）</p>

室町文化に河原者が登場

さて前節では、江戸時代の被差別民の存在について、「おかれた」から「いました」と記述が変わったことを見てきた。これは、被差別身分の人々は江戸時代以前に存在したこと前提としている。

小学校においてはA・B両社とも1995年度に室町文化で「低い身分」という表現が使われ、

1. 教科書から「土農工商」が消えた？

「銀閣の庭園 銀閣には美しい庭園があります。この庭園はこのころ低い身分だとされた人々によってつくられました。このような人々の中から、庭づくりや、能などの芸能でかつやくする人々があらわれ、文化に大きなえいきょうをあたえました。」(A 社)「このころ、低い身分だとされた人々の中に、芸能や庭園づくりなどにすぐれた業績を残した人々が現れ、今日の文化にも大きなえいきょうをあたえています。」(B 社)との記述が登場した。C 社は若干遅く 2004 年度に「庭園は、このころ身分の上で差別されていた人々が、すぐれた技術でつくったものです。」との記述である。これらの記述は今日でも受け継がれているが、A 社の場合、銀閣の庭園と「差別された人々」を直接結びつける表現はなくなり、B 社・C 社は継続している。

2011 年度使用の教科書（小学校）

庭園にもくふうがこらされ、庭づくりには、身分のうえで差別されていた人たちが活やくしました。	銀閣の庭園は、当時厳しい差別を受けていた人々が、すぐれた技術を用いてつくったものです。	庭園は、このころ身分の上で差別されていた人々が、すぐれた技術でつくったものです。	能を完成させた世阿弥は、当時、低い身分と見られました。低い身分とされていた人々は、庭づくりなどでも活躍していました。
---	---	--	--

A 社

B 社

C 社

D 社

中学校の教科書では、すでに 1980 年度に A・B 両社とも登場している。A 社は「銀閣の美しい庭園は、善阿弥がつくった。善阿弥は、このころ河原者とよばれてさげすまされていた階層の出身であったが、河原者のなかから造園や芸能などで、すぐれた力を發揮し、東山文化の形成に活躍した人々が出た。」とあり、B 社は「律令の賤民の制度が廃止されたあと、鎌倉時代から室町時代にかけては、荘園に住んで、清掃など領主の雑役に従う散所とよばれる人々や、皮細工や造園などの職業や芸能にたずさわる河原者とよばれる人々が、いやしい者としてさげすまされた。しかし、民間の芸能には、これらの人々が伝えた芸能から発展したもののが多かった。観阿弥・世阿弥や造園にたずさわった人々のように、これらの人々の出身で、すぐれたしごとによってその社会的地位を高めた人々もあった。」と、かなり踏み込んで記述されている。A 社は、「さげすまされていた」河原者が造園や芸能で活躍したとし、B 社は、「清掃など領主の雑役に従う」散所と「皮細工や造園、芸能にたずさわる」河原者は「さげすまされていた」が芸能を発展させ、社会的地位を高めた人々もあった、とした。A 社の場合、96 年度以降「善阿弥」が消え、竜安寺の庭園が加えられ、庭園づくりに「力を發揮した河原者」という表現に変わる。また、12 年度では銀閣が消えた。B 社にあった「散所」は 2005 年度では消え、善阿弥は銀閣の庭園を造ったのではなく、「大きな影響をあたえた」とかわった。

作庭についてこれらの記述は、「蔭涼軒日録」に示される善阿弥への評価(9)、「鹿苑日

録」には善阿弥を「為山植樹排石天下第一」と評し、孫の又四郎をして「某、一心に屠家に生まれしを悲しみとす」と言わしめている(10)等を根拠に記述されているのである。

ところが、宮元健次『京都名庭を歩く』では、1558年には銀閣寺一帯は戦場となり、「義政の死後、八十年にしてすでに銀閣寺は奪いつくされ、破壊しつくされていたのである。」(11)とされ、「1615年、宮城丹波守豊盛が再建工事に着手、ついに慈照寺は復活のチャンスを得たのである。『鹿苑日録』によれば『梵宇一新、新奇可觀』とあり、庭や諸堂が一新され新奇な景観であったという。」とあり、現在の銀閣寺の庭園は江戸時代の初めにつくられたことになる。したがって、銀閣当初の庭は、善阿弥、子の小四郎、孫の又四郎の三代で造られたとしても、現在の庭園ではないのである。そこで、教科書の記述にも若干の変更が加えられたことがわかる。

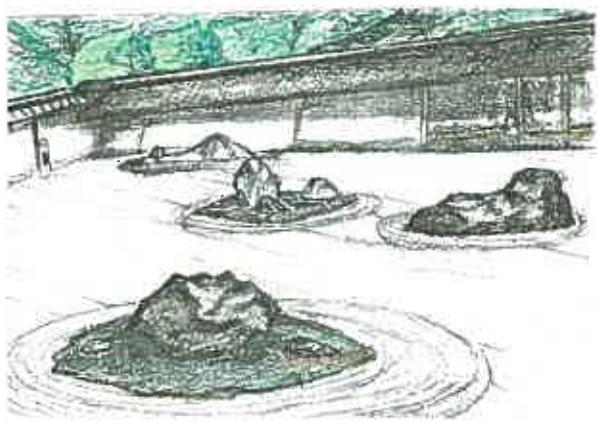
「河原者」の記述が室町文化の項で登場したことは、前節で検討したように、「えた」と呼ばれた被差別民の源流はすでにこの時代にあったとされたのである。ちなみに、ここで登場した「河原者」は先の『邦訳日葡辞書』に「皮屋に同じ。死んだ獸の皮を剥ぐ者であり」とあり、河原者→皮屋→「えた」という系譜であることがわかる。

2012年度使用の教科書（中学校）

また、龍安寺の石庭のような、石や木をたくみに配置した庭園がつくられましたが、これに力を発揮したのは、河原者とよばれていた人々でした。

歴史にアクセス

河原者とよばれた人々は、死んだ牛馬の皮を河原でなめしたり、河原の石を利用して、井戸ほりや庭園づくりに従事していました。かれらは、河原の自然を変えたり、死にかかわるということで、ケガレにふれるとして、差別されました。ケガレとは、地震や洪水のような天変地異や、死、出血など、それまでの状態に変化をもたらす力と考えられていたのです。鉄の農具を直す鍛冶や布を染める染色など、化学変化を使った高度な技術も、ケガレにふれるとされました。皮なめしは、塩と菜種油を使って皮をやわらかくする優れた技術でした。また庭園づくりにも、「天下第一」とたたえられた善阿弥が登場し、厳しい差別のなかで、將軍義政には重く用いられました。（龍安寺の石庭の写真）



龍安寺石庭 ABC社とも、中学校で写真が掲載されている。B社掲載の写真を模写したもの。

室町時代には、庭園づくりや皮細工などにたずさわる、河原者とよばれる人々がいました。彼らは、生活のうえで差別を受けていましたが、なかには、銀閣の庭園づくりに影響を与えた善阿弥など、優れた仕事で文化の担い手になる人々も現れました。京都の龍安寺には、石と白い砂で山や水を表現する、枯山水とよばれる方法でつくられた石庭がありますが、この優れた技術を発揮したのも、河原者とよばれた人たちでした。

A社

B社

1. 教科書から「土農工商」が消えた?

一ききんや戦乱などで生活できなくなった人々のなかには、都に出て河原に住みつき、公家や寺社につかえて清掃・造園・革細工などの仕事につく者もいました。これらの人々は、河原者とよばれていますが、室町時代になると、庭づくりや芸能で名を上げる者、農民や商工業者となる者も現れました。

注2 当時の人々は、死や病気などを「けがれ」としておそれ、そのため、動物の死体処理などを担い、「きよめ」を行う者に対しては、畏敬の念をもっていました。そのいっぽうで、その者たち自身も「けがれ」ているとして、人々は河原者を社会から疎外しました。

石庭（京都市龍安寺）：石と白い砂で山と水を表現する枯山水とよばれる技法でつくられた石庭です。庭石の裏には、庭づくりの河原者であった二人の名が刻まれています。

「けがれ」と差別：昔は、天変地異・死・出血・火事・犯罪など、通常の状態に変化をもたらすできごとにかかわることを「けがれ」といいました。「けがれ」をおそれる観念は、平安時代から強まり、「けがれ」を清める力をもつ人々が必要とされていました。しかし一方で、彼らは異質な存在として差別を受けるようになりました。中でも河原者とよばれた人々は、死んだ牛馬から皮をとってなめすことや井戸掘り・庭園づくりなどを手がけていました。天下一と賞賛された善阿弥をはじめとする、庭園づくりの名手も現れて活躍しましたが、彼らの仕事は社会にとって必要でありながら、特別な能力を発揮するものとしておそれられました。なお、「けがれ」は、近代以降に生まれた不衛生という考え方とは異なります。

→⑤制作にたずさわった人として河原者の名前が残る龍安寺（京都市）の石庭

C社

E社

蘭学と染色一揆

①腑分けのこと

江戸時代の蘭学のところで「腑分け」（人体解剖）に被差別民が関わりをもつことが記述されたのは、小学校で、A・B社とも1999年度である。「このとき、かいぼうして内臓の説明をした人は、身分制度の下で、村人や町人とは別にきびしく差別されてきた人でした。このような人が、すぐれたかいぼうの技術を生かしてこのころの医学を支えていました。」とあり、2011年度でも、「村人」が「百姓」に代わった以外は変わりがない。B社も99年度で「解剖の見学：解剖を行い、人体の説明をしたのは、当時厳しい差別を受けていた身分の人でした。（写真説明）」との記述で11年度でも変わりがない。中学校では、A・B両社で2012年度から記述されている。

2012年度使用の教科書（中学校）

A社	B社	E社
二つの解剖図：杉田玄白は実際の解剖に立ち合い、自分が学んだ中国の解剖書とちがうヨーロッパの解剖書『ターヘル・アナトミア』の図が、実際の人体とそっくりなことにおどろき、これを翻訳しました。当時の解剖は、差別された人びとが行いました。	杉田玄白らは、江戸で人体の解剖の様子を見学しました。解剖は、えたの身分とされた人々が、優れた技術や知識を生かして行いました。玄白らは、実際の人体図が、持参していた西洋の解剖図とそっくりなことに驚き、翻訳を決意しました。	③『解体新書』杉田玄白と前野良沢は、人体解剖の見学のさい、オランダの医学書と見比べ、その正確さに驚きました。そのとき、すぐれた技術と知識で解剖の説明をしたのは、差別された身分の人でした。当時の医学はこうした人々に支えられていました。

この場面では、杉田玄白等が解剖したと理解されがちだが、彼らは見学しているのである。杉田玄白『蘭学事始』〔1815年（文化12）〕には次のような記載がある。

…これより各々打ち連れ立ちて骨が原の設け置きし觀臓の場へ至れり。さて、腑分けのことは、えたの虎松といへるもの、このことに巧者のよしにて、かねて約し置きしより。この日もその者に刀を下ろさすべしと定めたるに、その日、その者俄に病気のよしにて、その祖父なりといへる老屠、齢90歳なりといへる者、代わりとして出でたり。健やかなる老屠なりき。

彼奴は、若きより腑分けは度々手にかけ、数人を解きたりと語りぬ。その日より今までの腑分けといへるは、えたに任せ、彼が某所をさして肺なりと教へ、これは肝なり、腎なりと切り分け示せりとなり。それを行き視し人々見過ごして帰り、われわれは直に内景を見極めしなどいひしまでのことにしてありしとなり。(12)



解剖図 B社の絵図を模写したもの

日本の解剖史を振り返ってみると、1754年（宝暦4）に京都で山脇東洋が、日本で初めて「觀臓」を行い「臓志」を著している。1756年（宝暦6）には、江戸の小塚原で「而令屠児解罪人の全躯」の図が残され、1758年（宝暦8）には、萩（山口県）で栗山孝庵が觀臓、翌年女性の解剖が行われ、報告書が出されている。また1771年（明和8）には、先の杉田玄白、前野良沢が江戸小塚原で觀臓を行い、「ターヘル・アナトミア」を翻訳、『解体新書』〔1774年（安永3）〕を著している。この時代までは、医師はあくまで「觀臓」に留まっていたが、1800年代になると、自ら執刀している。管見の限り、1819年（文政2）中津藩（大分

1. 教科書から「土農工商」が消えた？

県)で村上玄水は長浜刑場で自ら腑分けを行い、『解剖図説』を著している。なお島原藩では、1843年(天保14)今村刑場で藩医である市川泰朴が腑分けを行っている。このとき、市川泰朴は「解体願書の覚」をしたためている(13)。また、翌年同所で行われた腑分けでは「解剖図」が描かれ、現在島原城で展示されている。また、オランダ軍医ポンペは1859年(安政6)長崎の西坂刑場で松本良順らと、日本で初の人体解剖実習を行っている(14)。

このように近代医学の源流は当時の被差別民によって切り開かれたのである。

② 淫染一揆

小学校では、B社で1982年度に「淫染一揆」が記述された。A社は1991年度である。以来今日まで記載されているが、内容にそれほどの違いは見られない。ここでは最新版である2011年度の教科書記述を引用しておく。

2011年度使用の教科書(小学校)

A社	B社	D社
淫染一揆 岡山藩では、財政が苦しくなったので、節約するよう人々に命令しました。そのとき、百姓や町人とは別に身分上きびしく差別されてきた人たちに、渋や藍でそめた無地の木綿以外の着物はいけないと、雨のときでも、かさをさしたり、げたをはいたりしてはいけないなど、差別を強める命令を出しました。百姓身分と同じように年貢をおさめているのに、あまりにひどい差別だと、かれらは立ち上がりました。これを淫染一揆といいます。53か村というたくさんある村から、代表として千数百人の人たちが、藩の役所におしかけ、牢に入れられた人も出ましたが、とうとう、この命令を実行させませんでした。	淫染一揆 19世紀の中ごろ、藩の財政が苦しくなった岡山藩では、住民に厳しい僕約令を出しました。この時、厳しい差別を受けていた人々に対しては、さらに「服装は、藍か、柿の渋で染めた木綿の着物にせよ。」「雨の日に限って下駄をはいてもよいが、同じ村の農民と出会った時には、はだしになってあいさつせよ。」などと命じました。このようなひどい差別に対し、53か村から千数百人の人々が立ち上がり、藩の役所に願い出て、その命令を実行させませんでした。	淫染一揆 黒船が浦賀に現れると、幕府は大名に江戸湾を守るように命令しました。その命令を受けた岡山藩(岡山県)では、財政が苦しいため、人々に厳しい僕約令を命じました。その際、百姓や町人からも差別された身分の人々には、「服は柿の渋で染めた模様のないものにせよ。」などと命じ、身分による支配の強化を行おうとしました。これに対して、差別されていた50以上の村の人々が団結して、藩に命令を取り下げさせました。1856年のことでした。

中学校は、A社で1978年度に「僕約令」の一部とともに、B社では1980年度に淫染一揆が掲載されている。それぞれ記載内容は、次第に詳しくなっているが、それほどの変更は見られないようである。ここでは、どのように捉えられているのか、2012年度で確かめておきたい。

2012年度使用の教科書（中学校）

歴史にアクセス 渋染一揆

財政難に苦しんでいた岡山藩は、1855年、領内に29か条の僕約令を出しました。とりわけ、えた身分に対する命令は、衣類を渋染か藍染に限るなど、百姓と別あつかいするものでした。かれらは、農業も行い、年貢もおさめているのに、このような差別ががまんできないと、領内53か村が嘆願書を出しました。そのうち約半分の村から千数百人が立ち上がり、藩の役人と交渉し、ついに嘆願書を受理させました。このため、藩は僕約令を実施しませんでした。

岡山藩の僕約令（部分要約）

- 一 えたの衣類は、無紋・渋染・藍染に限る。しかし、当分の間は、今あるそまつな木綿着なら許す。ただし、紋つきの着用は禁じる。
- 一 雨天のとき、村内の知り合いの家に行く場合、泥足では相手も迷惑だろうから、くりの木のねたをはいてもよい。しかし、顔見知りの百姓に出会ったらげたをぬいでおじぎをせよ。他村など遠方に行く場合のげたばきは許さない。

改革や平等を求めて 渋染一揆

（渋染一揆の碑（写真）老父母や妻子たちとの最後の別れの情景などが記されています。）

1842年、岡山藩は、えたの身分とされた人々に対して、衣類は無紋とし、渋柿の汁で染めた渋染か、藍の汁で染めた藍染めのものにするよう命じましたが、村々が、衣類の新調は家計の負担になると訴えたため、藩は、縞小紋ならよいと改めました。しかし、ペリー来航後の1855年、財政が行きづまつた岡山藩は、すべての領民に僕約令を出し、さらに、えたの身分とされた人々に対しては、衣類に同じ制限を設けたうえ、履物や雨がさ、百姓へのあいさつななど、新たな差別も加えた特別僕約令を迫りました。人々は、寄合を重ね、「わたしたちは、百姓たちと同じように年貢を納め、治安の役目も務めています。特別僕約令は受け入れられません。」と嘆願しましたが、認められませんでした。そこで、村々の男子千数百人は一揆に立ち上がり、藩の役人と交渉しました。藩は、人々の要求を受け入れ、身分をへだてる僕約令を強制できなくなりました。

A社

B社

歴史を掘り下げる：新しい世の中をめざした人々：②渋染一揆の嘆願書：私どもは「えた」とはいえ、一般の百姓と同じように田畠を耕して、年貢もきちんと納めています。それなのに、衣服まで差別されでは、農業にはげむ気持ちさえなくしてしまいます。私どもは、一般の百姓たちが捨ててしまつた荒れ地までも耕し、女どももぞうりづくりなどの内職にはげみ、少しでも年貢を多く納めるよう努めきました。紋付の着物を着てはいけないとと言われますが、私どもは、新しい着物ではなく、安い古着を買って使っているから、紋がついているのです。それなのに、なぜこのようななきびしい僕約令を出されたのでしょうか。ほんとうになげかわしく思います。（一部要約）

差別の撤回を求めた人々：1855年、岡山藩は、財政難を解決しようとして僕約令を出しました。とりわけ、「えた」身分の人々に対しては、「新しくつくる衣類は木綿で、しかも無紋・渋染・藍染のものに限る」など、きびしい風俗差別の命令になっていました。そのため、53か村の「えた」身分の人々が団結して反対し、翌年、嘆願書を出しました。しかし、嘆願書が差しもどされたため、20か村あまりから1500人以上の人々が集まって一揆を起こし、3日にわたる交渉の末、藩に嘆願書を受け取らせました。藩は、その後、これらの人々に対する風俗の規制を実施することができなくなりました。このように、19世紀のなかばごろから社会の枠組みをこえて、自由な経済活動や平等な社会を求める動きが盛んになりました。

渋染一揆：1855年、岡山藩は藩政改革を進めるため、29か条の僕約令を出しました。このうち5か条は、えた身分の人々を対象にしたもので、衣類を新調するさいには柄のない渋染（茶色）か藍染（青色）に限る、などと記されました。これに対しえた身分の人々は、自分たちも田畠をたがやし、年貢を納めている百姓であると主張し、別扱いしないでほしいと藩に嘆願しました。それが拒否されると一揆に立ち上がり、5か条を実質上撤回させ勝利を得ました。えた身分の人々の一揆では、最も規模が大きく、成功した戦いでした。

C社

E社

1. 教科書から「土農工商」が消えた？

汚染一揆の意味についても、従来「触書」は差別分断支配の典型として、差別の厳しさや悲惨さを象徴する教材とされてきたが、これについて新たに学ぶべき四点が提示されている。①残された資料から「被差別身分に対する「差別と貧困、低位」のイメージを変革する必要、②差別法令を「身分秩序の維持」を目的としたこと、③周囲に「平人化」の実態を認めさせること、④身分解放の願いと脱賤化への行動が現代に続く解放運動に受け継がれること、等である（15）。

4. おわりに

教科書記述の変遷について関心を持ったのは、山川出版社の高校教科書「詳説日本史B」（2002年度）の記述に10年程前に出会った時だ。その記述とは、「そのなかで、下位におかれたのが、かわた（長吏）・非人である。かわたしは百姓と同じように村をつくり、農業を行い、皮革の製造やわら細工などの手工業に従事したが、死牛馬の処理や行刑役などを強いられ、江戸幕府の身分支配のもとで『えた』という蔑称で呼ばれた。」というものである。ここでは、「えた」は蔑称だとされ、「かわた（長吏）」という表現が使われている。通常、「かわた」とはおもに西日本で、「長吏」とは東日本で、一般的に使われた「えた」身分の人々を指す言葉である。「えた」が「蔑称」であるならば、本来の呼び方ではなく、差別を意図した用語であるという位置づけである。さらに、部落の仕事を「生業」（農業・皮革の製造・わら細工）と「役目」（死牛馬の処理・行刑役）と端的に整理している。簡潔で余計な説明がなく、いろいろなことを考えさせる記述であった。

では、小・中学校はどうかと調べてみると、現在使用されている教科書の記述は、従前のものとはかなり違う内容の印象を受けた。そこで、どのような変遷をたどり今日に至ったのか、記述が始まる1970年代以降の小・中学校教科書の検討を行うことにしたのである。

結果、上述のように予想以上に教科書記述には変遷があり、しかもそれは今日の部落史研究を反映した意味のある変更であることが理解できた。おおまかに言うと、それは、従来のマイナスイメージ（ひどい仕事をさせられた）からプラスイメージ（たとえば、皮革業等の積極的評価）に転換していることである。

大学で部落問題に関する講座を持っている筆者は、学生の被差別部落に対する認識が「差別と貧困」にとらわれ、江戸時代に差別された人々の子孫が現在も差別を受けているというステレオタイプに少々戸惑いを受けていた。こうした理解は、およそ20年前の教科書記述に共通する陰惨なイメージが反映され、それが現在の部落問題を説明するさいに引き寄せられた結果であろう。

また、今日でも教育や啓発の場では、「近世政治起源説」に代表される「差別と貧困」という部落史の記憶は、教える側の間でもそう容易に消えてはいないようだ。

本稿が、教科書記述の変遷をたどることによって、どうしてこのような変化がもたらされたのか確かめ、新しい部落史の理解に若干でも役に立てば幸いである。

なお本稿作成のために教科書の閲覧をご許可いただいた、長崎市立図書館、長崎県教育センター、長崎県教職員組合に感謝を申し上げたい。

- (1) 「答申」では同和問題を次のように規定している。「すなわち、同和問題は、日本民族、日本国民のなかの身分的差別をうける少数集団の問題である。同和地区は、中世末期ないしは近世初期において、封建社会の政治的、経済的、社会的諸条件に規制せられ、一定地域に定着して居住することにより形成された集落である。」この文章の後、封建社会、明治・大正期の歴史を概括している。
- (2) 「身分制度」の授業が「賤称語発言」といわれる遊び（いじめ）につながった（？）事例が長崎県でも多く報告されている。
なお、本稿作成時に即して言えば、1973年度に中学校の教科書に記述されたわけだが、その教科書を使った人たちは現在53歳である。
- (3) 『邦訳日葡辞書』（岩波書店、1980年）
- (4) 今回参照した教科書は、東京書籍（A）教育出版（B）日本文教出版（C）光村図書（D）帝国書院（E）である。
なお、清水書院・大阪書籍も一部参考した。
- (5) ただし、日本書籍新社の中学校『歴史的分野』では、2005年度から使用された教科書に「武士がもっとも尊く、農民がそれにつぐとする土農工商の身分思想を重んじたりした」と記述されている。注意すべき点は、身分制度としては使われていない点である。
- (6) ただし、日本書籍出版（2005年度）、清水書院（2012年度）の中学校教科書では、「おかれた」という表現が使われている。
- (7) 斎藤洋一「江戸時代の被差別部落の歴史を見直す」（『学習院大学 経済論集』第42巻第3号、2005年）には、いわゆる近世政治起源説の問題点について簡潔にまとめられている。
- (8) これらの記述を裏付ける資料としては、「部落史学習の視点－貧困・被差別史觀の克服のために－」「人権・同和教育を進めるために」（第41集、長崎県教育委員会）に掲載の「1849（嘉永2）年の南王子村・収入予定額」「1871年南王子村の職業構成」「大坂市中履物問屋との雪駄年間取り」「かわた村の人口動態」「明治初年の一村立皮多村の状況」（福岡県）等が利用できる。
- (9) 「善阿弥、公方より預かり置く所の益山、尤も奇絶と聞きて、來たりてこれを見る。即ち歎美して刻を移す。彼の音、山を葉き水を引く。妙手比倫なし。」「蔭涼軒日録」の1466年（文正元）4月19日の記事。（『京都の部落史』第1巻前近代、京都部落史研究所、1995年、166頁）
- (10) 「晚、河原又四郎来る。庭松を洗い、懷中より一冊を出して曰く。是、植樹排石抜吉凶選月日の書なり。末に一段ありて文字読み難し。師の朱墨を加えんと請う。（中略）又曰く。某、一心に居家に生まれしを悲しみとす。故に物の命は惜うてこれを絶たず、又財宝は心してこれを貪ばらず。（略）又四郎は乃ち善阿弥の嫡孫なり。善阿年九十七歳、申子を勝定相公（足利義持）と同じうして生まる。歳、寅に逢う者なり。為山植樹排石天下第一と云う爾。」「鹿苑日録」1489年（延徳元）6月5日、「京都の部落史」第3巻史料古代中世、京都部落史研究所、1984年、579～580頁）
- (11) 宮元健次「京都名庭を歩く」（光文社、2004年、72頁）

1. 教科書から「土農工商」が消えた？

なお、同書では中学校教科書に紹介されている「龍安寺の石庭」については、その成立を 1619 年以降 1680 年までの間としている。そうすると、龍安寺と中世の河原者とのつながりが怪しくなる。

- (12) 杉田玄白『蘭学事始』(岩波文庫)
- (13) 市川泰朴「解体願書の覚」「医は仁術で難病を救う使命は、洋の東西を問わず同一である。ところが世の中には病人の病を治すことなく、只謝礼を貪る悪質の医者が多いことは遺憾なことである。私は医家に生まれ、多くの病人を治療してきたが、不幸にして病人を死に至らせたこともある。自責の念に耐えず、再び過ちを繰り返さないように医術の研鑽に努め、特に阿蘭陀医術を研究してきたが、医術の向上の為には、人体解剖が重要な事を痛感している。
- 今日、江戸表では幕府の許可を得て死体解剖が実施されている。私も江戸遊学中有志の解剖実施に参加した。人一人殺すことは非道のように見受けられるが、これによって万人の命を救うことが出来れば、これは人道に悖るものとは思われない。さらに解剖した死体は、寺院に頼んで懇ろに供養すれば世間は納得するものと思われる。何卒願の条をお聞き届け戴きたい。以上」(『島原半島医史』、76 頁)
- (14) 「解剖学はキュンストリーキという精巧な人体解剖紙模型を用いて行われたが、ポンペはほどなく囚人の人体解剖実習を長崎奉行所に願い出た。牢内の囚人達が反対の騒動を起こした時、良順（松本）は、解剖実習に献体する事の意義を説き、献体した囚人には処刑後僧による読経を許し手厚く供養すると約束して騒ぎをおさめた。1859 年 9 月西坂の丘でポンペは市民の反感のなか身の危険を省みず日本初の人体解剖実習を行った。」(「ポンペと養生所」長崎大学付属図書館)
- (15) 藤田孝志「差別解消の主体者を育てる部落史学習－「渋染一揆」とは何か…その歴史的意義」(「時分の花を咲かそう」<http://www.t-fujita.sakura.ne.jp/>)
- また、外川正明も『部落史に学ぶ』(1・2、解放出版社)において、渋染一揆の学習展開の見直しを訴えている。
- なお、渋染一揆に関する記録として、「禁服訟歎雜訴記」「屑（せつ）者重宝記」等がある。

エピローグ

いわゆる「慶安の触書」について

「士農工商がなくなった」と書いたのだが、もっと驚いたことがあった。「慶安の触書」もなくなっていたのだ。A社では、それまで「慶安の触書」（幕府が1649年に出した触書）としていたが、「出したと伝えられる触書」（2001年度）とかわり、2012年度からは「百姓の生活心得」（幕府が1649年に出したと伝えられる32条の触書）となった。B社は、当初「慶安の触書」であったものが、「慶安の触書 1649年（慶安2）に幕府が出したとされる触書の一部である」（1996年度）となり、2012年度からは「百姓に対する法令 一部」となった。つまり、両社とも「慶安」という文字がなくなっている。さらにC社は、「百姓への御触書」（1830年に岩村藩〔岐阜県〕で示されたものを一部要約）とある。

山本英二『日本史リブレット38 慶安の触書は出されたか』（2002年、山川出版社）では、慶安の触書が幕府法令となつたいきさつについて、わかりやすく解説されている。

甲州から信州にかけて流布していた地域的な教諭書「百姓身持の事」36か条（1665年）



甲府徳川藩法「百姓身持の覚書」32か条に改訂し藩法として布達（1697年）



美濃国岩村藩が木版本『慶安御触書』を出版（1830年・文政13）



幕府学問所総裁林述斎、歴代徳川將軍の正史『徳川実記』に「三代將軍徳川家光が1649年（慶安2）2月26日に発令した全国法令」として収録。

松浦静山『甲子夜話』に『慶安御触書』の出版事情が記される。

「以上述べてきたように、慶安の触書は、1649（慶安2）に幕府が出した法令ではなかった。かといって後世の創作物では決してない。もともとは17世紀半ば、甲州から信州にかけて流布していた地域的教諭書『百姓身持之事』を源流にして、1697（元禄10）年に甲府徳川藩領において改定のうえ発令された『百姓身持之覚書』が本当の姿である。この『百姓身持之覚書』が、19世紀半ばに幕府学問所総裁林述斎の手によって、1649年の幕府法令『慶安御触書』として岩村藩で出版され、全国に広まる。これこそ、今日慶安の触書が幕府法と誤認される最大の原因である。」（同書88～89頁）

こうして、地域的な「百姓身持の事」が幕府法令へと姿を変えたのである。つまり、そもそもは、幕府法令でもなく、慶安時代に出されたものでもなかつたというのだ。